

第 1 章

計画策定にあたって

第1章 計画策定にあたって

1 地域福祉とは

少子高齢化が進み、また、人々の暮らし方や働き方などが多様化する中で、福祉を取り巻く環境も大きく変わってきています。介護保険制度に象徴されるように、一人ひとりが自ら福祉サービスを選び利用することができるようになり、さらに身近な地域社会全体で支援が必要な人たちを支えていくことが求められています。

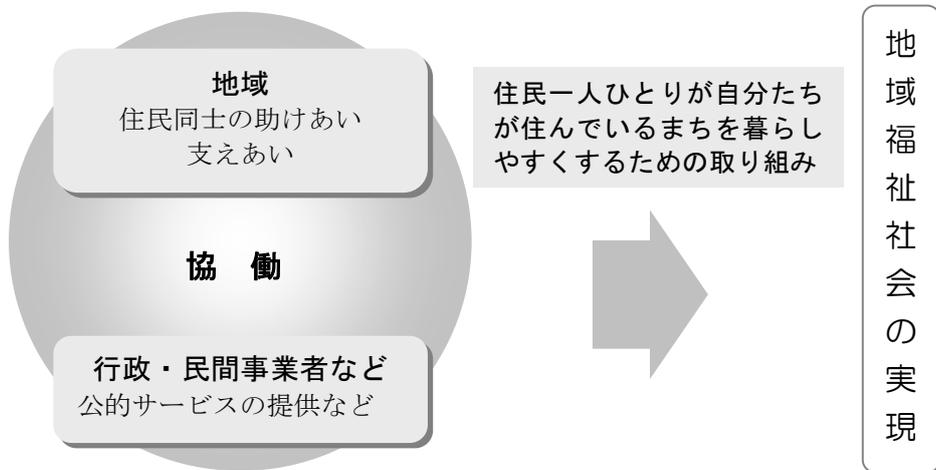
しかし、少子高齢化や核家族化の急速な進行により高齢者世帯が増加する中で、地域住民のつながりや助けあいの意識の希薄化から、かつてあったような住民相互の支えあい等の「地域力」が低下してきています。また、ひきこもり*、子育てに悩む若い母親の孤立、高齢者の孤独死、児童や高齢者に対する虐待や自殺者の増加等が新たな社会問題となっています。

こうした生活上の問題を解決したり、日常生活における自立を支援するにあたり、行政による福祉サービスだけでは対応が難しいことも多くあります。

そのため、子どもから高齢者まで、市民の誰もが住み慣れた地域で心豊かに安心して暮らせる基盤づくりが求められています。そのためには、地域で困っている人を助けあい、お互いに支えあっていくことが大切です。

制度によるサービスを利用するだけでなく、地域での人と人とのつながりを大切にし、お互いに助けあうことができる関係をつくり、住民同士の支えあいによる支援と行政や民間事業者などが提供する公的なサービスの充実を両輪としながら、自分たちが住んでいるまちを暮らしやすくするために取り組んでいくことが地域福祉です。

ひきこもり
身体的・精神的な理由から、学校や勤務先などへ行かず1日のほとんどを家の中や家の周りで過ごすなど、日常生活の行動の範囲が非常に狭く、社会参加していない状態。



【参考】社会福祉法* 地域福祉計画関連条文

(地域福祉の推進)

第4条 地域住民、社会福祉を目的とする事業を営む者及び社会福祉に関する活動を行う者は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が与えられるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

社会福祉法

社会福祉を目的とする事業の全分野における共通的基本事項を定め、福祉サービス利用者の利益の保護及び地域福祉の推進などを図り、社会福祉の増進に資することを目的とした法律。

「地域」の範囲のとらえ方

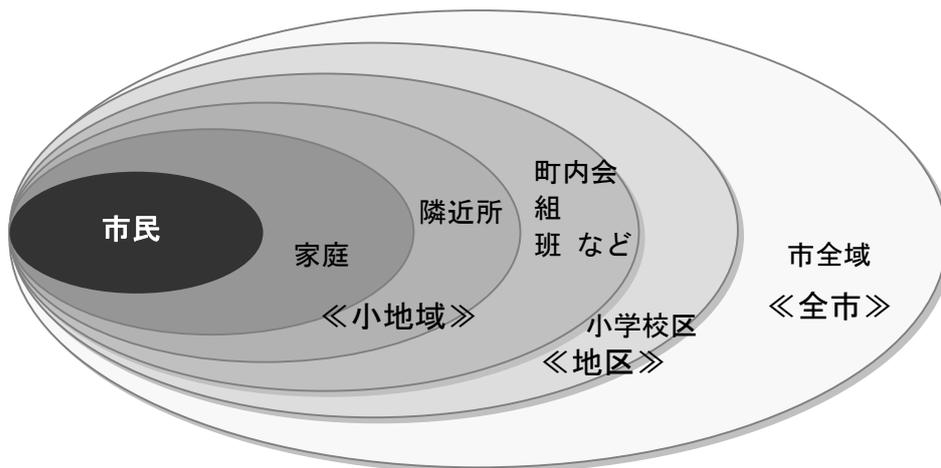
計画の中で取り扱う「地域」は、固定的・限定的なものではなく、活動の取り組み内容やサービスの内容などによって、さまざまな枠組みが考えられます。

「地域」という範囲は、下の図に示すように、事例によってその示す範囲が異なり、柔軟な考え方が必要だといえます。

例えば、ボランティア*活動の「地域」といっても、その活動の内容によっては、自分の近所だけを活動範囲にしている場合もあれば、市全域が活動範囲になっている場合もあり、「地域」の範囲はさまざまな大きさが考えられます。

- 《小地域》……………町内会、組、班など
- 《地区》……………小学校区
- 《全市》……………市全域

ボランティア
自発的な意思に基づき、報酬を目的とせず、自分の持つ能力、経験を活かして社会に寄与すること。また、多くの人々と協力しながら行うことで、人と人とのつながりが生まれる。



2 計画策定の趣旨

市民相互の助けあい、支えあい活動の促進と公的サービスの充実を両輪とした地域福祉の向上が必要となっている中、サービスの提供のあり方についても、より身近な地域で、より柔軟なサービスの提供が求められています。

国においては、社会福祉の基礎構造改革が進められ、サービスの利用者と提供者の対等な関係を築き、多様化する個人のニーズに対して地域における総合的な支援体制を確立するとともに、住民自身の積極的な参加による福祉の文化を創造することをめざして、地域福祉計画の策定が位置づけられました。

また、平成 18 年に「介護保険法等の一部を改正する法律」により介護予防の重視や地域密着型サービスの創設や地域包括支援センター（高齢者相談センター）*の設置など、できる限り住み慣れた「自宅や地域」で生活が継続できる体制の整備や「障がいがあっても普通に暮らせる地域づくり」をめざし、入所施設からケアホーム等地域生活への移行を図る障害者自立支援法*の施行といった福祉制度の変化など、地域福祉を取り巻く環境が変化しています。このような中、平成 20 年 3 月 31 日には厚生労働省から『「これからの地域福祉のあり方に関する研究会」報告書―地域における「新たな支え合い」を求めて―』が出されました。この中で、地域社会で支援を求めている者に住民が気づき、住民相互で支援活動を行う等地域住民のつながりを再構築し、支えあう体制を実現するために必要な条件とその整備方策などが示されました。

市においても高齢化が急速に進んでおり、高齢者人口の増加とそれに伴う要支援・要介護認定者の増加、認知症高齢者やひとり暮らし高齢者世帯等の増加といった課題への対応をはじめ、障がいのある人や子どもなど支援を必要とする人たちを地域社会全体で支える体制を整備していく必要があります。

そのような中で、平成 18 年に津島市市民協働宣言を行い、市民と行政とのパートナーシップの実現へ向けて、市民と行政との協働*を進めているところです。また、第 4 次津島市総合計画においては「ともにつくろう 住んでみたくなるまち 津島」を将来像に掲げ、施策として“健やかにいきいきと暮らせるまち”をめざして、地域福祉の推進を図っています。

地域包括支援センター

介護保険法で定められた、地域住民の保健・福祉・医療の向上、虐待防止、介護予防マネジメントなどを総合的に行う機関で、各市町村に設置されている。

障害者自立支援法

障がいのある人々の自立を支えるため、障がいの種別にかかわらず必要なサービスが受けられるよう、サービスを利用するための仕組みを一元化し、公平なサービス利用のための手続きや基準の透明化、明確化などを盛り込んだ法律。

協働

複数の主体が、何らかの目標を共有し、ともに力を合わせて活動すること。例えば、地域の問題・課題の解決に向けて、行政や地域住民だけでは解決できない問題などがある場合に、相互にお互いの不足を補い合い、ともに協力して課題解決に向けた取り組みをすること。

高齢者福祉計画・介護保険事業計画においては、高齢者が培ってきた豊かな技術・知識や社会的経験などを有効な社会的資源として活かしていくことや生きがいづくりとしての学習成果を健康づくりにつなげていくこと、地域組織による支えあいの体制づくりなどが課題としてあげられています。津島市障がい者福祉計画においては、障がいについての理解やノーマライゼーション*の理念についての普及を行うことにより、地域における支えあいや見守りを推進していくこと、津島市次世代育成支援行動計画においては、子どもの見守りや地域における子育て支援や子どもの健全育成に向けたボランティア活動などの推進などが課題としてあがっており、性別やライフステージ、障がいの有無などを問わず地域福祉に関する課題が示されています。

このような状況の中で、誰もが住み慣れた家庭や地域で安心していきいきと暮らしていくために、さまざまな生活課題に地域全体できめ細かく取り組む仕組みづくりや福祉サービスを利用しやすい環境づくりなどを進めるために、「津島市地域福祉計画」を策定し、市民や地域のさまざまな活動主体が自分の地域に関心を持ち、お互いに助けあい、支えあうような関係づくりを進めることをめざします。

ノーマライゼーション

「障がいのある人など社会的に不利を負う人を当然に包含するのが通常の社会であり、そのあるがままの姿で他の人々と同等の権利を受けられるようにする」という考え方で、そのために、共に支え合い、お互いに尊重しながら生きる社会を作っていくという基本理念であり、社会的不利のある人が特別視されることなく社会に参加できることが目標とされている。

【参考】社会福祉法 地域福祉計画関連条文

(市町村地域福祉計画)

第107条 市町村は、地方自治法第2条第4項の基本構想に即し、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「地域福祉計画」という。）を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民、社会福祉を目的とする事業を営む者その他社会福祉に関する活動を行う者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるとともに、その内容を公表するものとする。

- 1 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 2 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 3 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

要援護者*に係る情報の把握・共有及び安否確認等の円滑な実施について

(平成19年8月10日 要援護者支援に係る実施通知)

市町村においては、防災関係部局と福祉関係部局が連携し、災害時における要援護者の避難支援対策として、高齢者や障がい者などの災害による避難時に支援が必要となる人を特定し、その一人ひとりについて、迅速に安否確認を行い、誰がどの避難所等に避難するかを定め、必要な支援を的確に実施できる体制を構築することが求められている。

(要援護者の支援方策について市町村地域福祉計画に盛り込む事項)

- 1 要援護者の把握に関する事項
- 2 要援護者情報の共有に関する事項
- 3 要援護者の支援に関する事項

要援護者

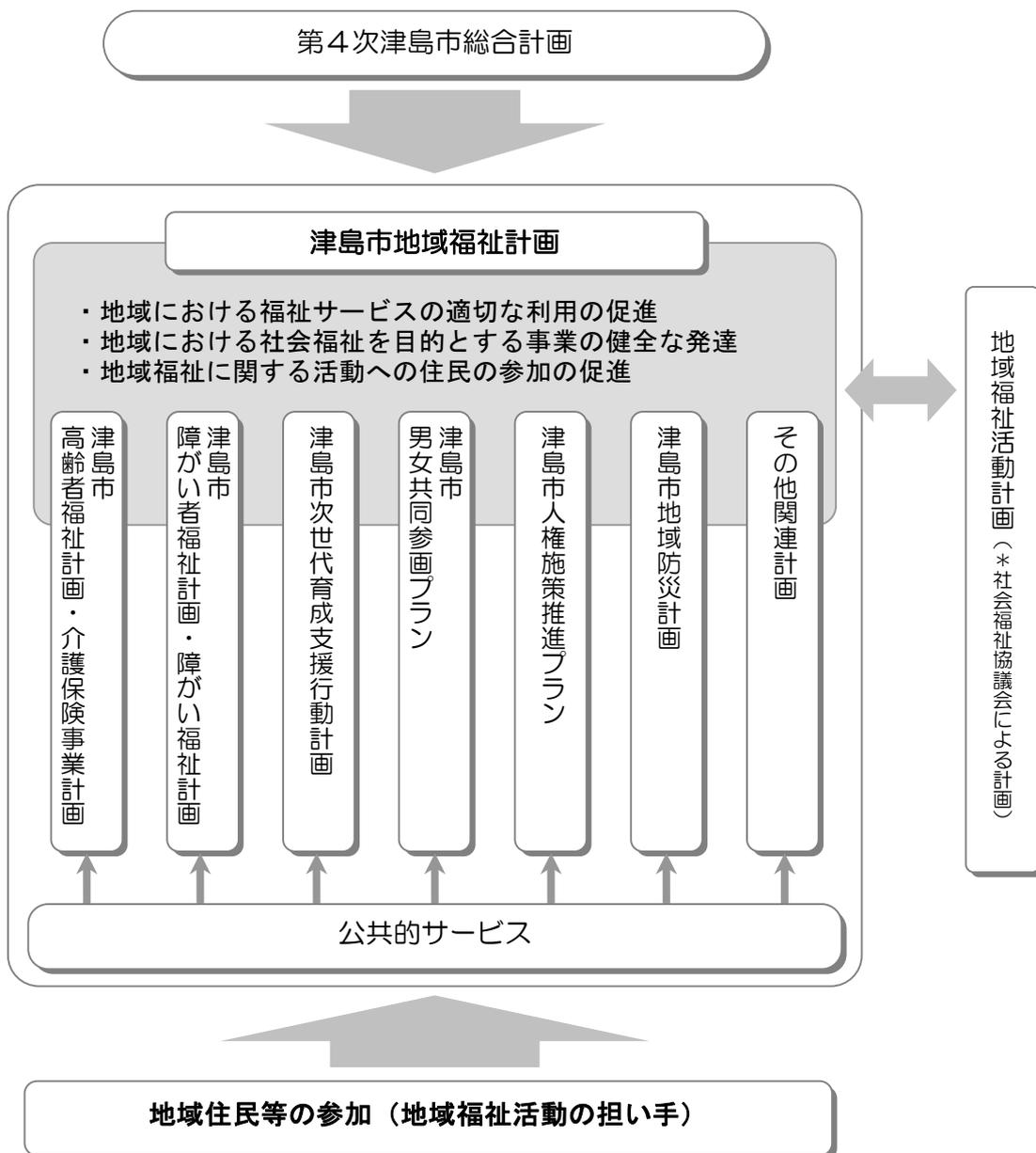
高齢者や障がい者など、何らかの支援が必要な人。

3 計画の位置づけ

(1) 地域福祉計画と他の行政計画との関係

第4次津島市総合計画における地域福祉の分野に関連する施策を具体化する計画であり、市の地域福祉を推進する基本計画としての性格を持ちます。

高齢者福祉計画・介護保険事業計画、障がい者福祉計画・障がい福祉計画、次世代育成支援行動計画など、保健、福祉等に関わるさまざまな計画と整合を図りながら推進するものです。

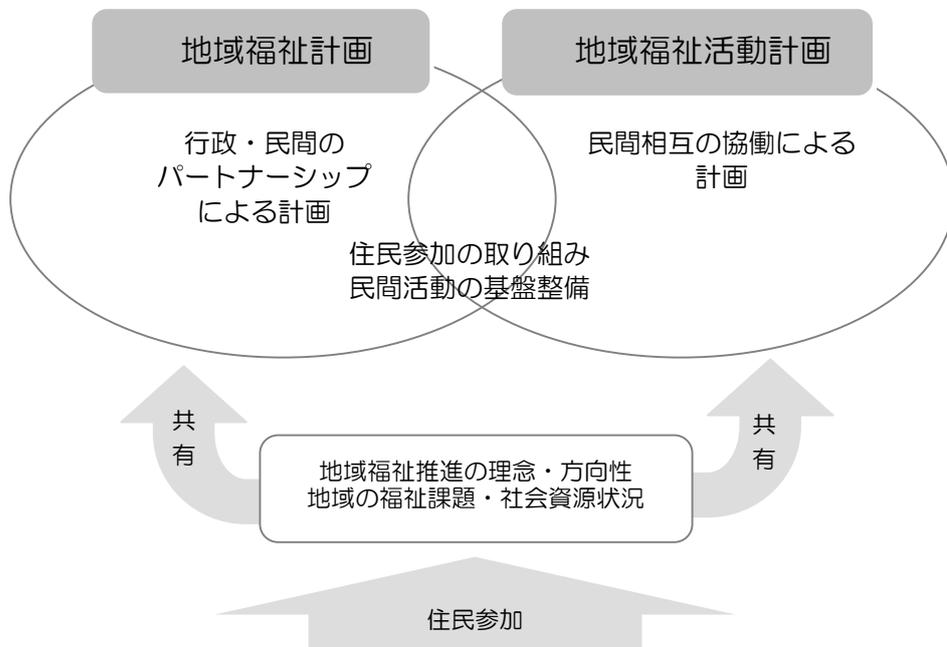


社会福祉協議会
社会福祉協議会は、住民の福祉向上を目的として、社会福祉法第109条に基づき設置されている団体であり、①地域における住民組織と社会福祉事業関係者などにより構成され、②住民主体の理念に基づき、地域の福祉課題の解決に取組み、だれもが安心して暮らすことのできる地域福祉の実現をめざし、③住民の福祉活動の組織化、社会福祉を目的とする事業の連絡調整及び事業の企画・実施を行う、公共性と自主性を有する民間組織。

(2) 社会福祉協議会による地域福祉活動計画との関係

地域福祉活動計画は、社会福祉協議会で策定する計画であり、社会福祉協議会は、地域福祉を推進する中心的な団体として位置づけられます。

地域福祉計画が行政計画として、また地域福祉活動計画は地域住民の立場から地域福祉計画を推進する計画として、両計画は相互に重要な役割を果たすものであり、地域における生活課題や地域福祉推進の理念の共有化など、密接な連携が求められます。



4 計画の期間

計画の期間は、平成23年度から平成27年度までの5年間とします。

ただし、国や県などの動向を踏まえて、また、社会状況の変化や関連計画との調整を考慮して、必要に応じて見直しを行います。

5 計画の策定体制

本計画の策定にあたっては、庁内関係課で構成する「津島市地域福祉計画策定委員会幹事会」及び「津島市地域福祉計画策定委員会専門部会」において協議、検討を行いました。

また、地域福祉に関する学識経験者及び地域福祉に関係する市民の代表者、地域活動団体の代表者や公募の市民などで構成する「津島市地域福祉計画策定委員会」を設置して、地域福祉計画の策定や地域福祉の推進に向けた意見をいただき策定しました。

さらに、策定にあたって「アンケート調査」、「地区懇談会*」や「パブリックコメント*」を実施し、多くの市民の意見の反映に努めました。

地区懇談会

計画策定にあたり市民の皆様からの意見をいただくために、各小学校区ごとに民生委員・児童委員、自主防災会、交通安全協会、小学校PTA、ボランティア、老人クラブ連合会の6団体から2名ずつと、広報等による公募者において地区懇談会を3回開催。

パブリックコメント

市の基本的な政策を決めるときに、市民の意見を政策形成に反映させるため、その原案を市民に公表し、それに対する意見を原案に生かせるかどうか検討するとともに、その結果と意見に対する考え方を公表する制度。

